

安全計画【コアンティ】

◎安全点検

(1) 施設・設備・事業所外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
重点点検箇所	・ 防火設備 ・ 避難経路 ・ 緊急連絡先	・ 遊具 ・ 散歩コース（散歩コース内の固定遊具を含む。）	・ 備品 ・ プール	・ 事業所全体（内扉、フェンス、排水路等 水道、トイレ、建付け、高所等）	・ 加湿器 ・ 空気清浄機	・ 台風対策 （備蓄の確認等）
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
重点点検箇所	・ 暖房器具の点検、使用方法の確認	・ 水まわり（冬季に向けた点検） ・ 除雪器具	・ 備品 ・ 冬用遊具	・ 通路（屋根・経路等）	・ 通路（屋根・経路等）	・ 通路（屋根・経路等） ・ 事業所全体

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定時期	見直し（再点検） 予定時期	掲示・管理場所
事故マニュアル			
□送迎	2021 年 12 月 1 日	2023 年 12 月 1 日	管理：事務室
災害時マニュアル	2021 年 12 月 1 日	2023 年 12 月 1 日	管理：事務室
119 番対応時マニュアル	2023 年 3 月 1 日	2025 年 3 月 1 日	管理：事務室
救急対応時マニュアル	2023 年 3 月 1 日	2025 年 3 月 1 日	管理：事務室
不審者対応時マニュアル	2023 年 3 月 1 日	2025 年 3 月 1 日	管理：事務室
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（通所における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
小学生	・療育具や散歩時の事故防止	・熱中症対策	・交通安全教室 (道路の歩き方など)	・暖房器具による事故防止 ・落雪や凍結による事故防止
中学生以上	・療育具や散歩時の事故防止	・熱中症対策 ・プール遊び時の事故防止	・交通安全教室 (道路の歩き方、信号の見方など)	・暖房器具による事故防止 ・落雪や凍結による事故防止

(2) 保護者への説明・共有

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
・安全計画及び安全に関する取組の内容について、ホームページに掲載し、周知を図る。	・安全計画及び安全に関する取組の内容について、ホームページに掲載し、周知を図る。	・安全計画及び安全に関する取組の内容について、ホームページに掲載し、周知を図る。	・安全計画及び安全に関する取組の内容について、ホームページに掲載し、周知を図る。 ・新規契約時の説明で取組内容の周知を図る。

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
避難 訓練等 ※ 1		(火災想定)	(水害想定)			・避難訓練
その他 ※ 2	・送迎車における見 落としの防止			学校休業月間	学校休業月間	
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
避難 訓練等 ※ 1	(総合避難訓練)					・避難訓練 ・防災訓練
その他 ※ 2	・119 番通報対応				・緊急伝達対応	・不審者（外部侵入 者）対応

※ 1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第 6 条第 2 項の規定に基づき毎月 1 回以上実施する避難及び消火に対する訓練

※ 2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の 119 番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去。A E D・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見
落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者

訓練内容	参加予定者
送迎用バスにおける見落としの防止	運転手、添乗員ほか
不審者（外部侵入者）対応	職員全員（公休職員はのぞく）
119 番通報対応	職員全員（公休職員はのぞく）

(3) 職員への研修・講習（所内実施・外部実施を明記）

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
【所内】人数の点呼確認の訓練	【所内】人数の点呼確認の訓練	・【所内】不審者（外部侵入者）対応に係る研修	・【所内】不審者（外部侵入者）対応に係る研修（防犯用品の使用方法など）

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

- ・令和5年5月：危機管理研修の受講

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

- ・事故防止委員会の定例会開催
- ・ヒヤリハット事例の事業所内研修
- ・人数の点呼確認の実地訓練

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、管理システムを活用した安全管理等）

- ・地域の関係施設への訪問（交番、児童センター、学校、公民館など）
- ・管理システムを活用した送迎安全管理

令和5年4月1日策定

大地震発生時の対応につきまして

○児童が学校にいる場合は、そのまま学校待機とします。



○送迎の車中(児童同乗)の場合、地震が収まるまで車を停車。



○その後は、警察等の指示に従い、車が動けば事業所に戻ります。



○送迎中の児童は、おりーぶに帰ります。



○おりーぶにいる児童も、おりーぶで待機します。

(必要に応じて指定避難所へ避難)



○保護者様と連絡の取れ次第、おりーぶにお迎えに来て頂きます。



○危機回避のため、**おりーぶからの送迎は一切行いません。**

予めご理解の程よろしくお願い申し上げます。